

根 拠 法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

[第6条第2項 法定項目]

3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

現行計画（令和3年3月改定）の構成

<記載事項（概要）>

第1章 計画策定の基本的事項

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け

第2章 ごみ処理の現状と課題

- 1 現在のごみ処理体制
- 2 ごみ排出・処理等の状況**
- 3 将来予測
- 4 社会情勢の変化に伴う課題等への対応
- 5 現状を踏まえた課題の整理

第3章 基本理念・基本方針

- 1 基本理念：
『ゼロエミッションシティ広島の実現』
- 2 基本方針
- 3 市民・事業者・行政の役割

第4章 計画期間と減量目標

- 1 計画期間と目標年度
- 2 前期の目標達成状況
- 3 目標の設定、減量目標**
- 4 減量目標によるごみ排出量等の見通し

第5章 行動計画

- 1 施策体系
- 2 施策展開
 - (1) **市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクル**
 - (2) **安定的なごみ処理体制の確保**
 - (3) 分別区分・収集運搬体制の再構築
 - (4) コストの削減
 - (5) ごみのないきれいなまちづくりの推進
- 3 計画の進行管理

<ごみ排出・処理等の状況（主なもの）>

【家庭ごみ】⇒ 市が直営又は収集運搬業者への委託により収集
 可燃ごみ：市の焼却施設で焼却後、焼却灰は埋立
 ペットボトル：民間の選別施設で選別後、資源化（残渣は焼却又は埋立）
 リサイクルプラ：民間の選別施設で選別後、資源化（残渣は焼却又は埋立）
 その他プラ：市の焼却施設（中工場のみ）で焼却後、焼却灰は埋立
 不燃ごみ：市の最終処分場に直接埋立
 資源ごみ：市の選別施設で選別後、資源化（残渣は焼却又は埋立）
 有害ごみ：民間の無害化施設で無害化
 大型ごみ：市の破碎処理施設で破碎後、資源化、焼却又は埋立
 【事業ごみ】⇒ 排出事業者が原則として有料指定袋に入れ、自ら又は収集運搬業者への委託により搬入
 可燃ごみ：市の焼却施設で焼却後、焼却灰は埋立
 プラスチックごみ：市の焼却施設で焼却後、焼却灰は埋立
 不燃ごみ：市の最終処分場に直接埋立

<目標の設定、減量目標>

区 分	基 準	中間目標年度	最終目標年度
	H25年度	R元年度	R6年度
目標1 排出量 一人一日当たりのごみ排出量	371,937 t/年 859g/人日	359,000 t/年 826g/人日	337,000 t/年 785g/人日
目標2 焼却量	303,687 t/年	298,000 t/年	285,000 t/年
目標3 埋立量	55,859 t/年	49,000 t/年	40,000 t/年

<ごみの減量とリサイクルの取組>

- | | |
|---|--|
| <p>【家庭ごみ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックの減量 ・家庭ごみの分別徹底 ・家庭ごみのリサイクルの促進 など | <p>【事業ごみ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者のコスト負担の適正化 ・事業ごみの減量、リサイクルに関する指導 |
| <p>【食品ロス削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系生ごみの減量 ・事業系生ごみの減量 ・事業系生ごみのリサイクルの促進 | <p>【その他の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者への広報の拡充 ・調査・研究等 ・グリーン購入の推進 ・表彰 |
| <p>【国等への働きかけ】</p> | |

<安定的なごみ処理体制の確保>

- | | |
|--|--|
| <p>【焼却施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南工場の建て替え ・中工場の大規模改修工事 | <p>【最終処分場の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玖谷埋立地の運営 ・恵下埋立地（仮称）の整備・運営 |
| <p>【その他施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新 ・植木せん定枝リサイクルセンターのあり方検討 | |